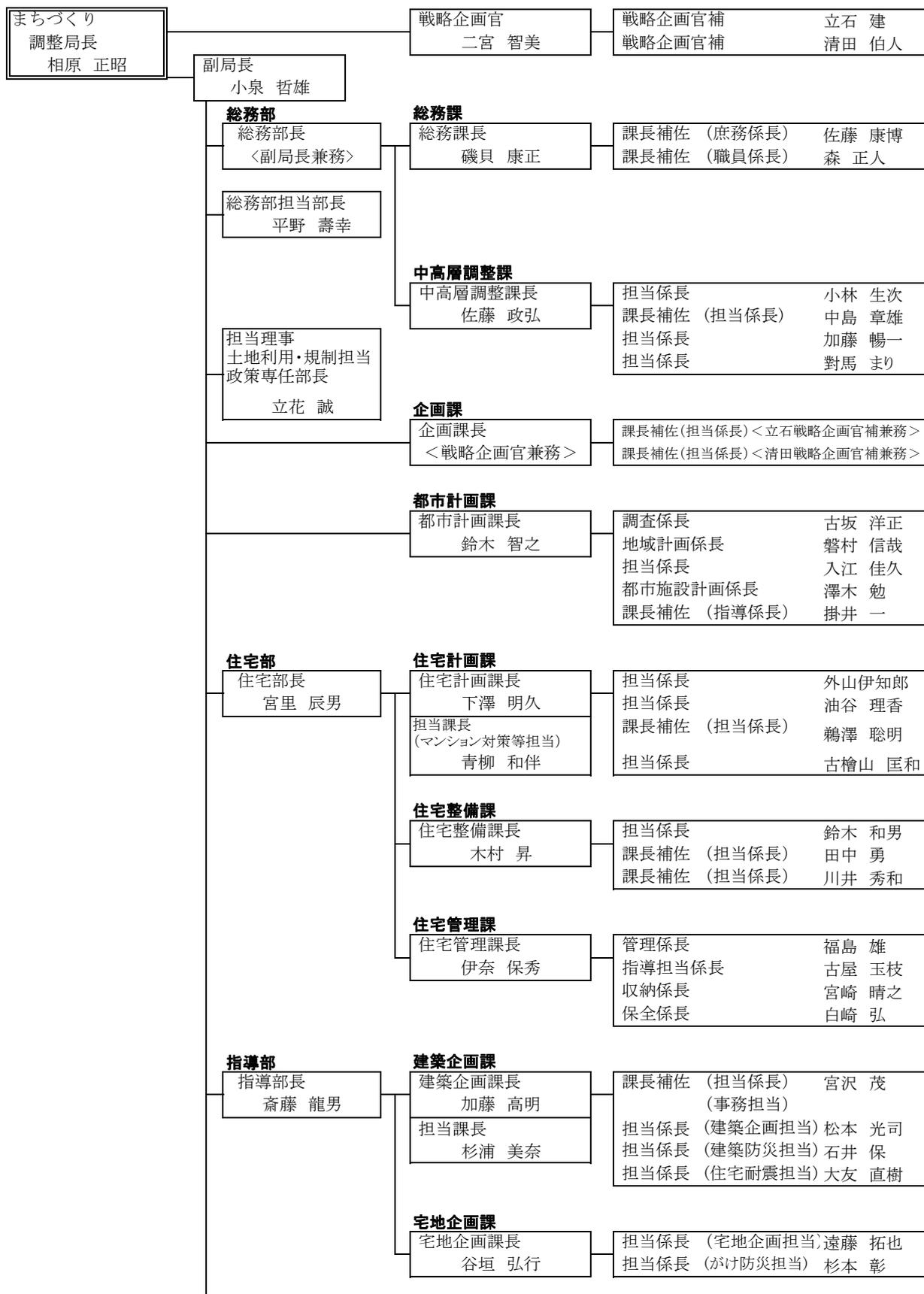


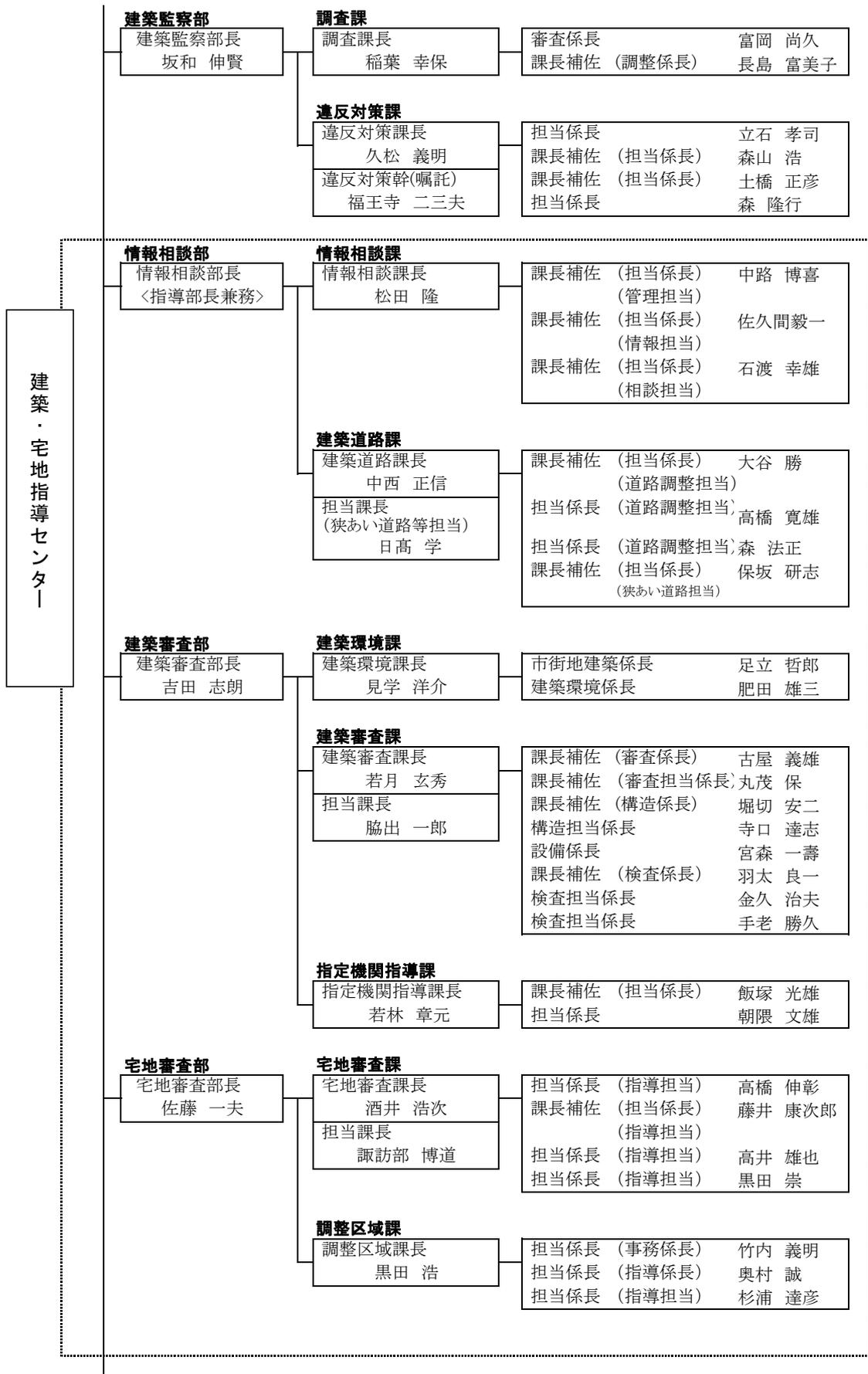
# 機 構 及 び 事 務 分 担

- 1 機構図及び管理職一覧表 1～3頁
- 2 課・係事務分担 4～13頁

ま ち づ く り 調 整 局

# まちづくり調整局機構図及び管理職一覧表（平成20年6月4日現在）





**公共建築部**

公共建築部長  
天野 敏光

**企画管理課**

企画管理課長  
水上 秀己

担当課長  
(建設業活性化対策担当)  
木下 克巳

担当課長(技術管理担当)  
日下 啓二

担当係長 (事務担当) 瀬戸 春彦  
課長補佐 (担当係長) 木島 稔  
(企画担当)

担当係長 (技術管理担当) 花房慎二郎  
担当係長 (技術管理担当) 東 貞行  
課長補佐 (担当係長) 横山 邦幸  
(技術管理担当)

担当係長 (技術管理担当) 小林 照永  
担当係長 (技術管理担当) 庄司 隆  
課長補佐 (担当係長) 渡辺 一夫  
(技術管理担当)

**保全推進課**

保全推進課長  
秋山 雅英

担当課長(長寿命化等担当)  
大和田 芳朗

担当課長(保全管理担当)  
石井 英俊

課長補佐 (担当係長) 新江 英雄  
(保全計画担当)  
課長補佐 (担当係長) 河本 一満  
(学校保全担当)

課長補佐 (担当係長) 中川 稔  
(省エネルギー推進担当)  
課長補佐 (担当係長) 山岡喜久男  
(保全管理担当)  
担当係長 (保全管理担当) 奥津喜久雄  
担当係長 (市庁舎担当) 中村 信樹

**施設整備課**

施設整備課長  
福井 郁雄

担当課長  
角田 正樹

担当課長(市庁舎耐震等)  
大場 重雄

課長補佐 (担当係長) 畑 友彦  
(計画担当)

担当係長 (調整担当) 榊原 純  
課長補佐 (担当係長) 畠 宏好  
(教育施設担当)

担当係長 (教育施設担当) 水田 寛義  
課長補佐 (担当係長) 金子 武喜  
(庁舎施設担当)

担当係長 (庁舎施設担当) 井坪 三郎  
課長補佐 (担当係長) 唐沢 勇  
(住宅建設担当)

課長補佐 (担当係長) 田野口博臣  
(土木担当)

**電気設備課**

電気設備課長  
濱崎 敏明

課長補佐 (担当係長) 梅原 伸一  
担当係長 細川 稔一  
担当係長 藤井 邦一

**機械設備課**

機械設備課長  
団 有一

課長補佐 (担当係長) 村上 勝吉  
課長補佐 (担当係長) 後藤 幸二  
担当係長 岩田 充  
担当係長 (調整担当) 神田 岳

**横浜市住宅供給公社派遣**

担当部長 森村 秀幸  
(街づくり事業部担当部長)  
担当課長 高橋 俊和  
(総務課長)

**(財)横浜市建築助成公社派遣**

担当課長 網野 雅之  
(資産処分推進担当課長)

**(財)横浜市建築保全公社派遣**

担当課長(総務課長) 長谷川 保  
担当課長(営繕課長) 松島 宏充  
担当課長(設備課長) 長谷川 貢  
担当係長(庶務係長) 畑中 圭二  
担当係長(契約係長) 高橋 勝孝  
担当係長(機械係長) 柿沼 友樹

**(財)建築行政情報センター派遣**

担当課長 伊藤 勲

# まちづくり調整局 課・係事務分担

## 総務部

### 総務課

#### 庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局内の予算及び決算に関すること。
- 4 局内の予算執行の調整に関すること。
- 5 局内の物品の出納保管に関すること。
- 6 局の災害対策にかかる調整に関すること。
- 7 他の部、課の主管に属しないこと。

#### 職員係

- 1 局内の人事及び組織に関すること。
- 2 局所属職員の勤務条件及び給与に関すること。
- 3 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 4 局所属職員の衛生管理に関すること。
- 5 局所属職員の研修計画及び実施に関すること。
- 6 その他局所属職員の労務に関すること。

### 中高層調整課

- 1 中高層建築物等(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成5年6月横浜市条例第35号)第2条第2項第7号に規定する中高層建築物等をいう。)の建築に係る住民への計画の周知等の手続の審査及び指導並びにこれに伴う住環境への影響に係る相談及び調整に関すること。
- 2 開発事業調整条例第2条第2号イに規定する大規模な共同住宅の建築に係る住民への計画の周知等の手続の審査及び指導並びにこれに伴う住環境への影響に係る相談及び調整に関すること。
- 3 中高層建築物等の建築及び開発事業(住環境保全条例第2条第2項第10号に規定する開発事業をいう。以下同じ。)に伴い生ずる住環境に及ぼす影響に係る紛争の解決のためのあっせん等に関すること。
- 4 横浜市建築・開発紛争調停委員会に関すること。

## <部に置かれない課>

### 企画課

- 1 都市計画、建築及び住宅に関する重要施策の企画及び総合調整に関すること。

### 都市計画課

#### 調査係

- 1 都市計画の決定手続及び都市計画事業の認可手続に関すること。
- 2 都市計画に係る調査及び広報に関すること。
- 3 都市計画法第55条に基づく事業予定地の指定に関すること。

- 4 都市計画に係る図書の縦覧に関する事(指導係の主管に属するものを除く。)
- 5 横浜市都市計画審議会に関する事。
- 6 土地収用法(昭和26年法律第219号)第18条第2項第4号及び第5号の意見書に関する事。
- 7 航空写真の複製の承認に関する事。
- 8 他の係の主管に属しない事。

#### 地域計画係

- 1 市街化区域及び市街化調整区域に係る調整に関する事。
- 2 地域地区及び促進区域に係る調整及びこれらの地区等の指定に関する事。
- 3 都市施設計画の調整のうち、土地利用計画に関する事。
- 4 都市計画事業の調整のうち、土地利用計画に関する事。
- 5 都市計画法に基づく開発行為に伴う土地利用計画の調整に関する事。
- 6 都市計画法の規定に基づく基礎調査に関する事。
- 7 地形図等の作成及び管理に関する事。

#### 都市施設計画係

- 1 都市施設計画の調整に関する事(土地利用計画に係るものを除く。)
- 2 都市計画事業の調整に関する事(土地利用計画に係るものを除く。)
- 3 都市計画法に基づく開発行為に伴う都市計画施設の調整に関する事。

#### 指導係

- 1 都市計画施設の区域内における建築の許可及び指導に関する事。
- 2 都市計画事業(市街地開発事業を除く。)地内における建築行為等の制限に関する事。
- 3 都市計画に係る決定事項の図書の縦覧及び証明に関する事。
- 4 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)に基づく既成市街地に係る証明に関する事。

### 住宅部

#### 住宅計画課

- 1 住宅施策の立案及び調整に関する事(企画課の主管に属するものを除く。)
- 2 住宅の供給計画に関する事。
- 3 横浜市住宅政策審議会に関する事。
- 4 民間住宅に関する事。(指導部建築企画課の分掌事務第9号に係るものを除く。)
- 5 住宅宅地関連公共施設等の整備に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- 6 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社との住宅建設協議に関する事。
- 7 財団法人横浜市建築助成公社及び横浜市住宅供給公社に関する事。
- 8 株式会社日本住情報交流センターとの連絡調整に関する事。
- 9 部内他の課の主管に属しない事。

#### 住宅整備課

- 1 市営住宅及び優良賃貸住宅の事業計画に関する事。
- 2 市営住宅の整備に関する事。(公共建築部の主管に属するものを除く。)
- 3 改良住宅の整備に関する事(公共建築部及び都市整備局都市づくり部地域まちづくり課の主管に属するものを除く。)
- 4 優良賃貸住宅の整備及び管理に関する事。

## 住宅管理課

### 管理係

- 1 市営住宅入居者の募集に関すること。
- 2 市営住宅及び改良住宅の入退居に関すること。
- 3 市営住宅及び改良住宅の管理人に関すること。
- 4 横浜市営住宅入居者選考審議会に関すること。
- 5 市営住宅及び改良住宅の入居者の管理に関すること。
- 6 市営住宅入居者の高額所得者等に対する明渡請求及び訴訟に関すること。
- 7 他の係の主管に属しないこと。

### 収納係

- 1 市営住宅及び改良住宅の使用料等の決定に関すること。
- 2 市営住宅及び改良住宅の使用料等の徴収及び徴収猶予に関すること。
- 3 市営住宅及び改良住宅の使用料等の減免及び滞納整理に関すること。

### 保全係

- 1 市営住宅(旧市営住宅を含む。)及び改良住宅に係る土地及び建物の管理及び処分に関すること。
- 2 市営住宅に係る共同施設及び改良住宅に係る地区施設(保育所を除く。)の管理及び処分に関すること。
- 3 市営住宅及び改良住宅の増築、模様替等の承認等に関すること。

## 指導部

### 建築企画課

- 1 建築関係法令事務に係る条例、規則その他の規程の立案及び解釈に関すること(企画課の分掌事務に係るもの並びに都市計画課の分掌事務第7号及び第13号に係るものを除く。)
- 2 建築関係法令事務等の部内並びに情報相談部、建築審査部及び宅地審査部との連絡調整等に関すること(都市整備局都市再生推進課の分掌事務第5号、同局みなとみらい21推進課の分掌事務第8号並びに同局都市づくり部地域まちづくり課の分掌事務第6号及び第7号及び第11号に係るものを除く。)
- 3 建築関係法令事務の指導、相談等に関すること(都市整備局都市再生推進課の分掌事務第5号、同局みなとみらい21推進課の分掌事務第8号、同局都市づくり部地域まちづくり課の分掌事務第6号及び第7号及び第11号並びに区役所総務部区政推進課の分掌事務第17号に係るものを除く。)
- 4 地域地区指定の協議に伴う調査及び災害危険区域の指定に関すること。
- 5 壁面線に関すること。
- 6 建築協定の認可に関すること。
- 7 風致地区に係る条例、規則等の立案及び都市計画決定のための原案作成に関すること。
- 8 狭あい道路の整備に係る条例、規則等の立案及び解釈並びに横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例(平成7年3月横浜市条例第19号)に基づく整備促進路線の指定に関すること。
- 9 木造住宅、マンション及び特定建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条に規定する特定建築物をいう。)の耐震の促進に関すること(建築審査部

建築審査課の分掌事務第 11 号に係るものを除く。)

- 10 建築物の防災に関する事(建築審査部建築審査課の分掌事務第 5 号から第 7 号までに係るものを除く。)
- 11 都市計画法等に基づく開発行為、住宅地造成事業及び宅地造成工事(以下「開発行為等」という。)並びに開発事業調整条例に係る調査に関する事(道路、公園等の公共施設の管理者(以下「公共施設管理者」という。)の主管に属するものを除く。)
- 12 がけ崩壊後の二次災害防止のための応急資材の補充に関する事(公共施設管理者の主管に属するものを除く。)
- 13 開発調整会議の運営に関する事。
- 14 民間建築物吹付けアスベスト対策事業に関する事。
- 15 部内他の課の主管に属しない事。

### 宅地企画課

- 1 宅地開発指導に係る企画、立案及び制度に係る調整に関する事(企画課の主管に属するものを除く。)
- 2 開発行為等に関する条例及び規則の立案、解釈及び運用方針に関する事。
- 3 開発行為等の技術基準の策定及び調整に関する事。
- 4 開発事業調整条例(第 3 章を除く。以下この部中同じ。)の立案、解釈及び運用方針に関する事。
- 5 開発事業調整条例の技術基準の策定及び調整に関する事。
- 6 開発行為等の未完結事業の処理に関する事。
- 7 開発行為等及び開発事業調整条例に係る事務の情報相談部、建築審査部及び宅地審査部との連絡調整に関する事。
- 8 宅地造成工事規制区域の指定に関する事。
- 9 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和 63 年法律第 47 号)に関する事。
- 10 都市農地の計画的宅地化に関する事。
- 11 崩壊のおそれのあるがけ等の防災指導に関する事(公共施設管理者の主管に属するものを除く。)
- 12 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する事(公共施設管理者の主管に属するものを除く。)

## 建築監察部

### 調査課

#### 審査係

- 1 横浜市建築審査会に関する事。
- 2 横浜市開発審査会に関する事。
- 3 部内他の課、係の主管に属しない事。

#### 調整係

- 1 不服申立て、訴訟等に係る局内の総括に関する事(市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。)

- 2 紛争に発展するおそれのある事件(市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。)についての局内の総括に関する事。

#### **違反対策課**

- 1 建築基準法令の違反指導及び措置に関する事(建築審査部建築審査課の分掌事務第2号及び第3号並びに同部指定機関指導課の分掌事務第4号及び第5号に係るものを除く。)
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という)第15条に基づく違反是正指導及び措置に関する事。
- 3 都市計画法に基づく開発行為、市街化調整区域内の建築制限並びに旧住宅地造成事業に関する法律及び宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事の違反是正指導及び措置に関する事(宅地審査部宅地審査課の分掌事務第5号及び同部調整区域課の分掌事務第6号に係るものを除く。)
- 4 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第4号。以下「地下室マンション条例」という)第8条から第10条までの規定に基づく斜面地開発行為に関する違反是正指導及び措置に関する事。
- 5 横浜市風致地区条例(昭和45年6月横浜市条例第35号。以下「風致条例」という)の違反指導及び措置に関する事(建築審査部建築環境課の分掌事務第4号に係るものを除く。)

### **情報相談部**

#### **情報相談課**

- 1 建築及び開発に係る情報提供及び相談に関する事。
- 2 建築、開発行為等及び開発事業調整条例に基づく手続に係る統計並びにその報告に関する事。
- 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条の2に基づく書類の閲覧に関する事。
- 4 租税特別措置法に基づく優良住宅及び優良宅地の認定に関する事(都市整備局企画課の分掌事務第8号及び同局市街地整備部市街地整備調整課の分掌事務第10号に係るものを除く。)
- 5 開発登録簿の閲覧及びその写しの交付に関する事。
- 6 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)に基づく特定民間再開発事業であること及び地区外転出事情があること並びに特定の民間再開発事業であることについての認定に関する事。
- 7 租税特別措置法施行令第41条による証明(中古住宅に係る証明を除く。)に関する事。
- 8 開発事業説明状況等報告書の縦覧及び台帳の閲覧に関する事。
- 9 建築確認申請台帳の記載事項証明に関する事。
- 10 部内他の課並びに建築審査部及び宅地審査部の主管に属しない事。

#### **建築道路課**

- 1 建築基準法第42条第1項第5号の道路の位置の指定に関する事(宅地審査部宅地審査課の分掌事務第7号及び同部調整区域課の分掌事務第8号に係るものを除く。)
- 2 建築基準法第42条第2項の道路及びこれに準ずる道路の拡幅整備に係る調整に関する事(区役所土木事務所の主管に属するものを除く。)
- 3 建築基準法第43条第1項に基づく許可に関する事。

- 4 その他建築基準法に基づく道路に関する判定及び調整に関すること。
- 5 横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号)第56条の3の申請に係る道路の変更又は廃止に関すること(宅地審査部宅地審査課の分掌事務第8号及び同部調整区域課の分掌事務第9号に係るものを除く。)
- 6 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づく事業に関すること(指導部建築企画課の分掌事務第8号に係るもの及び区役所土木事務所の主管に属するものを除く。)

## 建築審査部

### 建築環境課

#### 市街地建築係

- 1 建築物の許可及び認定に関すること(建築道路課及び建築審査課の主管に属するものを除く。)
- 2 建築物の許可に伴う聴聞会に関すること。
- 3 一団地の建築物及び市街地における建築物の指導に関すること。
- 4 部内他の課、係の主管に属しないこと。

#### 建築環境係

- 1 バリアフリー法に基づく認定に関すること。
- 2 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく届出の審査及び調査に関すること。
- 3 風致条例に基づく行為の許可及び指導、違反に係る調査、初期指導及び報告並びに風致地区に関する条例、規則等の運用に関すること。
- 4 横浜市福祉のまちづくり条例(平成9年3月横浜市条例第19号)に基づく建築物の審査、指導及び検査に関すること。
- 5 横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく建築物環境配慮計画等に関すること。

### 建築審査課

#### 審査係

- 1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に掲げる建築物の確認、指導に関すること。
- 2 建築基準法第7条の6第1項ただし書又は同法第18条第13項ただし書の規定に基づく仮使用の承認に関すること。
- 3 建築基準法第18条に基づく国、地方公共団体の建築物の審査及び検査に関すること。
- 4 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可に関すること。
- 5 バリアフリー法第17条第6項に規定する計画通知による確認審査及び適合通知に関すること(構造係及び設備係の主管に属するものを除く。)
- 6 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条に基づく同意に関すること(構造係及び設備係の主管に属するものを除く。)
- 7 横浜市駐車場条例(昭和38年10月横浜市条例第33号)に基づく附置義務駐車場の審査及び指導に関すること。
- 8 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平成16年3月横

浜市条例第4号)第4条の規定に基づく斜面地開発行為における建築物の延べ面積の判定に関すること。

- 9 横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（平成16年10月横浜市条例第51号）に基づく審査に関すること。
- 10 建築相談に関すること（建築物の建築等に関するものに限る。）。
- 11 高層建築物等に係る防災計画の指導に関すること（設備系の主管に属するものを除く。）。
- 12 住宅金融公庫受託事務のうち、建築物に係る設計審査及び現場審査（構造計算を要する木造以外のものに限る。）に関すること（完了審査を除く。）。
- 13 住宅金融公庫の防災融資に係る設計及び現場の審査に関すること。
- 14 住宅金融公庫受託事務のうち、災害復興住宅に係る貸付の認定、設計審査及び構造計算を要しない木造以外のものに係る現場審査に関すること。
- 15 課内他の系の主管に属しないこと。

#### 構造係

- 1 建築基準法第6条第1項に掲げる建築物の構造審査、指導及び検査に関すること。
- 2 建築基準法第88条第1項及び第2項に規定する工作物（遊戯施設及び昇降機等並びに擁壁を除く。）の審査、指導及び検査に関すること。
- 3 バリアフリー法第17条第6項に規定する計画通知による確認審査及び適合通知に関すること（構造係及び設備系の主管に属するものを除く。）。
- 4 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条に基づく同意に関すること（構造審査に関するものに限る。）。
- 5 分担事務1に掲げる建築物及び分担事務2に掲げる工作物に係る工事現場における危害防止の措置に関すること。

#### 設備係

- 1 建築基準法に基づく昇降機及び遊戯施設等工作物（擁壁を除く。）の確認、審査及び完了検査に関すること。
- 2 建築設備及び昇降機等の定期報告に関すること。
- 3 指定確認検査機関が行った建築確認のうち昇降機等の構造等に関する報告の審査に関すること。
- 4 高層建築物等に係る防災計画の指導に関すること（建築設備に関するものに限る。）。
- 5 バリアフリー法第17条第6項に規定する計画通知による確認審査及び適合通知に関すること（設備審査に関するものに限る。）。
- 6 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条に基づく同意に関すること（設備審査に関するものに限る。）。

#### 検査係

- 1 建築基準法第6条第1項に掲げる建築物に係る検査に関すること。
- 2 建築関係法令及びこれに基づく命令及び条例に違反する建築物等の調査、初期指導及び報告に関すること（宅地審査部宅地審査課及び調整区域課の主管に属するものを除く。）。
- 3 建築基準法第9条第7項及び第10項の規定に基づく命令に関すること（指定機関指導課の主管に属するものを除く。）。
- 4 保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物に対する措置に関すること。
- 5 既存建築物の防火避難対策及び特殊建築物の定期報告に関すること。

- 6 駐車場条例に基づく附置義務駐車場に係る違反建築物等の調査及び報告に関すること。
- 7 住宅金融公庫受託事務のうち、建築物に係る現場審査に関すること(審査係の主管に属するものを除く。)
- 8 住宅金融公庫受託事務のうち、災害復興住宅に係る現場審査に関すること(審査係の主管に属するものを除く。)

#### **指定機関指導課**

- 1 指定確認検査機関が行った建築確認に係る報告の審査及び指導に関すること(建築審査課の分掌事務第9号に係るものを除く。)
- 2 指定確認検査機関との連絡調整に関すること。
- 3 建築基準法第6条の2第4項の通知に関すること。
- 4 指定確認検査機関が行った建築確認の違反に係る調査、初期指導及び報告に関すること。
- 5 指定確認検査機関が建築確認又は検査を行った建築物に係る建築基準法第9条第7項及び第10項に基づく命令に関すること。

### **宅地審査部**

#### **宅地審査課**

- 1 市街化区域における開発事業の手續に係る調整に関すること(総務部中高層調整課の分掌事務第2号に係るものを除く。)
- 2 市街化区域における開発行為等の許可、検査及び指導に関すること(公共施設管理者が実施するものを除く。)
- 3 市街化区域における都市計画法第29条ただし書の適用に関すること。
- 4 市街化区域における開発事業の手續に係る違反是正指導に関すること(総務部中高層調整課の分掌事務第2号に係るものを除く。)
- 5 市街化区域における開発行為等に係る違反工事の調査、初期指導(緊急工事施工停止命令を含む。)及び報告に関すること。
- 6 市街化区域における地下室マンション条例第8条から第10条までに基づく斜面地開発行為に関する勧告、命令、報告等の徴収及び立入検査に関すること。
- 7 市街化区域における建築基準法第42条第1項第5号の道路(新たに築造しようとするものに限る。)の位置の指定に関すること。
- 8 市街化区域における建築基準法第42条第1項第5号の道路(横浜市建築基準条例第56条の2第2項第1号ただし書、同項第2号ただし書又は同項第3号ただし書の規定により市長が認めた道路を除く。)の変更又は廃止に関すること。
- 9 市街化区域における建築基準法第88条第1項の工作物(擁壁に限る。)の確認、指導及び検査並びに違反工事の調査、初期指導及び報告に関すること。

#### **調整区域課**

- 1 市街化調整区域における開発事業の手續に係る調整に関すること(総務部中高層調整課の分掌事務第2号に係るものを除く。)
- 2 市街化調整区域における開発行為等の許可、検査及び指導に関すること(公共施設管理者が実施するものを除く。)

- 3 市街化調整区域における都市計画法第 29 条ただし書の適用に関する事。
- 4 都市計画法第 41 条から第 43 条までの許可及び協議に関する事。
- 5 市街化調整区域における開発事業の手續に係る違反是正指導に関する事(総務部中高層調整課の分掌事務第 2 号に係るものを除く。)
- 6 市街化調整区域における開発行為等に係る違反工事の調査、初期指導(緊急工事施工停止命令を含む。)及び報告に関する事。
- 7 市街化調整区域における地下室マンション条例第 8 条から第 10 条までに基づく斜面地開発行為に関する勧告、命令、報告等の徴収及び立入検査に関する事。
- 8 市街化調整区域における建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路(新たに築造しようとするものに限る。)の位置の指定に関する事。
- 9 市街化調整区域における建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路(横浜市建築基準条例第 56 条の 2 第 2 項第 1 号ただし書、同項第 2 号ただし書又は同項第 3 号ただし書の規定により市長が認めた道路を除く。)の変更又は廃止に関する事。
- 10 市街化調整区域における建築基準法第 88 条第 1 項の工作物(擁壁に限る。)の確認、指導及び検査並びに違反工事の調査、初期指導及び報告に関する事。
- 11 開発登録簿の調製に関する事。
- 12 都市計画法等に基づく設計者の資格の登録に関する事。
- 13 都市計画法第 45 条の承認に関する事。
- 14 開発行為等の工事完了公告に関する事。

## 公共建築部

### 企画管理課

- 1 庁舎及び住宅、学校その他の公の施設(資源循環局、港湾局、水道局及び交通局の主管に属するものを除く。以下この項中「庁舎等」という。)に係る工事の企画及び総合調整に関する事。
- 2 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事(以下この部中「建築工事等」という。)に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関する事。
- 3 建築工事等に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関する事。
- 4 建築工事等に係る検査及び安全管理等に関する事。
- 5 庁舎等に係る技術上の調査に係る総合調整に関する事。
- 6 財団法人横浜市建築保全公社との連絡調整に関する事。
- 7 部内他の課の主管に属しない事。

### 保全推進課

- 1 庁舎等の保全計画に係る総合調整に関する事。
- 2 庁舎等(住宅を除く。)の保全計画及び保全の調査及び対策に関する事。
- 3 庁舎等の省エネルギーの推進に関する事。
- 4 庁舎等の設備管理等に係る総合調整に関する事。
- 5 横浜市電気工作物保安規程(昭和 48 年 8 月達第 33 号)に関する事(環境創造局、資源循環局、経済観光局、道路局及び港湾局の主管に属するものを除く。)及びまちづくり調整局長が指定する施設の設備管理に関する事。

- 6 市庁舎の設備の維持管理並びにこれに伴う小規模修繕工事等の設計及び施行に関する事。

#### **施設整備課**

- 1 庁舎等の建設及び改造工事等に関する事。
- 2 庁舎等に係る土木工事に関する事。
- 3 学校の建設等に係る調整に関する事(教育委員会事務局総務部施設管理課施設管理係の分掌事務第4号に係るものを除く。)

#### **電気設備課**

- 1 庁舎等の電気設備工事に関する事(住宅部住宅管理課の分掌事務第1号及び保全推進課の分掌事務第6号に係るものを除く。)

#### **機械設備課**

- 1 庁舎等の機械設備工事に関する事(住宅部住宅管理課の分掌事務第1号及び保全推進課の分掌事務第6号に係るものを除く。)

平成20年度

# 主要事業の概要

まちづくり調整局

## 平成20年度 まちづくり調整局予算概要

◇ 平成20年度まちづくり調整局予算について	-----	1
◇ 平成20年度歳出予算総括表	-----	3
◇ 主な事業の説明		
1 建築行政総務費	-----	4
2 都市計画調査費	-----	14
3 公共建築物長寿命化対策費	-----	16
4 市営住宅管理費	-----	17
5 公営住宅整備費	-----	17
6 優良賃貸住宅事業費	-----	18
7 住宅施策推進費	-----	18
8 建築保全公社助成費	-----	20
9 住宅供給公社損失補償	-----	20
10 建築助成公社損失補償	-----	20

# 平成20年度 まちづくり調整局予算について

## ■ 予算編成の基本的な考え方

耐震偽装問題やエレベーター等の事故多発への対応、建築確認審査の的確な実施、少子高齢社会に対応した住宅施策、建築物の環境対策の推進など、近年の社会情勢を背景に、まちづくり調整局の事業ニーズは高まっております。

平成20年度予算は、効率的な事業執行による行政内部経費の一層の縮減を図るとともに、緊急度・優先度に基づくメリハリのある予算配分に努め、厳しい財政状況の中でも、市民生活の基盤を支える当局事業を着実に推進する予算として編成しました。

## ■ 重点施策

「安全・安心なまちづくり」「環境にやさしいまちづくり」「人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくり」を施策の柱として、市民が安心して暮らせる、「やすらぎ」を実感できるまちづくりを目指します。

### 1 安全・安心なまちづくり

建築物の耐震性の向上やアスベスト対策、狭あい道路の拡幅など安全で安心できるまちづくりを推進します。また、建築基準法の改正に対応した的確な審査・検査の実施や違反開発・違反建築に対する指導・処分の実施など、公平・公正な建築行政により、まちの安全を確保します。

(単位：千円)

重点	新規	事業名	平成20年度	平成19年度	差引増△減	備考
重		建築物のアスベスト対策事業	145,500	564,000	△418,500	公共建築物アスベスト対策終了に伴う減
重		木造住宅・マンション耐震事業	622,940	894,102	△271,162	診断件数の増、耐震改修補助件数の見直しに伴う減
重	新	木造住宅・マンション耐震化推進事業	3,000	0	3,000	広報の充実
重	新	木造住宅耐震化促進等モデル事業	50,000	0	50,000	
重		特定建築物耐震診断・改修促進事業	181,000	181,000	0	
重		狭あい道路拡幅整備事業	916,179	876,179	40,000	
重		急傾斜地崩壊対策事業	430,363	420,773	9,590	県の崩壊防止工事の予定数増に伴う増
重		がけ地防災対策事業	77,092	77,542	△450	
重		違反是正指導強化事業	31,288	40,766	△9,478	違反建築物等情報管理システムの開発終了による減
		建築・宅地指導センター運営費	221,695	214,326	7,369	
		建築物防災関連事業	38,775	22,082	16,693	定期報告制度の法改正による事務処理システム開発に伴う増等

## 2 環境にやさしいまちづくり

地球環境に配慮し、公共建築物の長寿命化や省エネルギー化を推進します。また、民間建築物については、建築物環境配慮制度（CASBEE横浜）の積極的な推進を図ります。さらに、「横浜市脱温暖化行動方針」（CO-DO30）を踏まえ、建物分野における温暖化対策検討調査等を推進します。

(単位：千円)

重点	新規	事業名	平成20年度	平成19年度	差引増△減	備考
重		公共建築物長寿命化対策事業	3,129,000	500,000	2,629,000	従来、施設所管局で計上していた予算を一元化
重		ESCO推進事業	1,326	1,520	△194	
重	新	建物分野における温暖化対策検討調査	5,000	0	5,000	建築物の省エネルギー性能の評価・格付けの仕組み等を検討
重	新	公共建築物温暖化対策事業	10,000	0	10,000	建築物の性能向上へ向けたモデル施設での検証
		建築物環境配慮制度事業(CASBEE横浜)	1,192	1,522	△330	

## 3 人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくり

人口減少・少子高齢社会に対応した豊かな住生活の実現に向けて、住宅の質的向上や地域の特性に応じた居住環境の形成等を進めます。また、開発や建築に関する条例等の見直しを進め、地域特性に応じたまちづくりを推進します。

(単位：千円)

重点	新規	事業名	平成20年度	平成19年度	差引増△減	備考
重		マンション管理組合支援事業	12,500	15,800	△3,300	マンション再生検討調査の終了に伴う減
	新	マンション・バリアフリー化支援事業	3,000	0	3,000	
重		高齢者向け優良賃貸住宅事業	817,963	987,592	△169,629	竣工戸数の減による共同施設等整備費の減
重		高齢者住替え促進事業	9,301	11,655	△2,354	委託料の見直しによる減
	新	地域子育て応援マンション認定事業	1,000	0	1,000	
		公営住宅建設事業(先行取得償用地購入費を除く)	3,074,843	3,684,858	△610,015	住戸改善戸数の減等
		民間住宅あんしん入居事業	4,446	5,558	△1,112	委託料の見直しによる減
		土地利用制度の活用検討調査費	4,000	6,400	△2,400	
		第6回線引き全市見直しに関する図書作成業務	29,838	26,861	2,977	

重 中期計画重点事業など（16事業）

新 新規事業（6事業）

# 平成20年度 歳出予算 総括表

(単位:千円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差引増△減	増 減 率
<b>9款 まちづくり調整費</b>	25,176,319	26,066,059	△889,740	△3.4%
1項 建築指導費	11,161,553	9,322,118	1,839,435	19.7%
1目 建築行政総務費	7,825,869	8,444,798	△618,929	△7.3%
2目 都市計画調査費	114,184	148,951	△34,767	△23.3%
3目 公共建築物長寿命化対策費	3,129,000*	500,000	2,629,000	525.8%
4目 工事監理費	42,500	51,525	△9,025	△17.5%
5目 横浜市建築保全公社助成費	50,000	176,844	△126,844	△71.7%
2項 住宅費	14,014,766	16,743,941	△2,729,175	△16.3%
1目 市営住宅管理費	7,152,569	7,214,869	△62,300	△0.9%
2目 公営住宅整備費	3,075,311	5,251,829	△2,176,518	△41.4%
3目 優良賃貸住宅事業費	3,667,355	4,141,414	△474,059	△11.4%
4目 住宅施策推進費	119,531	135,829	△16,298	△12.0%
<b>歳 出 合 計</b>	25,176,319	26,066,059	△889,740	△3.4%

\*従来、施設所管局で計上していた公共建築物の維持補修費を、一元化してまちづくり調整局に計上しました。

(歳出財源内訳)

(単位:千円)

特定財源	一般財源	計
19,746,448	5,429,871	25,176,319

特定財源内訳		19,746,448
1 国庫支出金		4,316,903
2 県支出金		4,000
3 市債		3,126,000
4 その他		12,299,545
	(1) 証紙収入及び手数料	11,986,669
	(2) 財産収入	96,657
	(3) 諸収入	216,219

(一般会計 1,359,913,565千円 )

まちづくり調整局の割合 1.9% <9款 まち局予算 / 一般会計予算>

1	建築行政総務費		事業内容
	本年度	7,825,869 千円	
	前年度	7,550,696	
	差引	275,173	
本年度の財源内訳	国	652,046	<p>木造住宅やマンションの耐震対策、狭あい道路の拡幅、がけ対策など安全で安心なまちづくりを推進します。</p> <p>また、違反開発や違反建築に対する是正指導を強化します。</p> <p>さらに、地域の特性に応じた土地利用・誘導施策を展開するほか、公共建築物や民間建築物のアスベスト対策などを推進します。</p>
	県	—	
	市債	672,000	
	手数料	—	
	証紙収入	403,503	
	財産収入	—	
	諸収入	87,733	
	一般財源	6,010,587	

(1) 建築・宅地指導センター運営費

221,695 千円 (Ⓔ 214,326 千円)  
(差引 7,369 千円)

建築・宅地指導センターでは、建築確認申請や開発・宅造許可申請の受付、各種証明書類の発行、建築計画概要書の閲覧、建築相談等の業務を行っています。来庁者にとって、分かりやすいセンターとするため、昨年度に引き続き、窓口改善を行うとともに事務の効率化を図ります。

(2) 違反是正指導強化事業【重点】

31,288 千円 (Ⓔ 40,766 千円)  
(差引 △ 9,478 千円)

ア 違反をさせない風土づくり (違反をさせない)

- ・ 地域力を活かした違反建築の未然防止を推進するため、モデル地区において、建築規制に関する基礎講座の開催や地元広報誌の活用など地域と連携した取組を進めます。
- ・ 関係機関・団体との違反建築物等対策連絡会等を開催します。
- ・ 市街化調整区域において、違反建築を未然に防ぐための注意喚起看板を設置します。

イ 市街化調整区域における是正指導のための初動体制強化 (違反を見逃さない)

市街化調整区域の現況有姿分譲地の中から「違反調査強化区域」を指定し、NPO法人によるパトロールを実施します。

【参考】

現況有姿分譲地：主に市街化調整区域内での資材置場や家庭菜園等の土地利用を目的として、区画して分譲したもの。なお、原則として家屋や倉庫・物置等の建築物を建てた場合は違法となる。

ウ 違反建築物等に対する処分の強化 (違反を許さない)

建築基準法、都市計画法及び宅地造成等規制法等に違反している建築物等に対して、関係機関・団体と連携を密にして早期是正を図るとともに、悪質なものに対しては、行政代執行や告発など、厳正な対応を図ります。

<中期計画目標値> 5年間の是正命令件数 (H22) 60件

(3) 建築開発法務体制強化事業

1,775 千円 (⑩ 1,890 千円)

(差引 △ 115 千円)

違反建築等への対応強化をはじめとした建築開発指導行政の執行に当たり、専門の弁護士の助言を受けることにより、訴訟等の法的紛争に発展するおそれのある問題を適切に解決するとともに、紛争の未然防止を図ります。また、職員の法務能力の向上を目指します。

(4) 木造住宅・マンション耐震事業【重点】

622,940 千円 (⑩ 894,102 千円)

(差引 △ 271,162 千円)

ア 木造住宅耐震診断士派遣事業

106,250 千円 (⑩ 72,000 千円)

(差引 34,250 千円)

旧耐震基準（昭和56年以前）で建築された木造住宅について耐震診断士を派遣します（費用は市全額負担）。

対象：昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工した、2階建以下の在来工法による自己居住用木造戸建住宅

耐震診断予定件数：2,500戸 (⑩ 2,000戸)

イ 木造住宅耐震改修促進事業

437,755 千円 (⑩ 648,347 千円)

(差引 △ 210,592 千円)

耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満（「倒壊の可能性がある又は高い」）と判定された住宅について、耐震改修工事費用の一部を補助します。

補助限度額：一般世帯 150万円、非課税世帯225万円

改修予定件数：250戸 (⑩ 350戸)

(一般世帯200戸、非課税世帯50戸)

ウ マンション耐震診断支援事業

18,935 千円 (⑩ 18,935 千円)

(差引 0 千円)

旧耐震基準（昭和56年以前）で建築されたマンションの管理組合が行う耐震診断を支援します。

予備診断：図面確認や現地調査により耐震性（本診断の必要性）を判定します。

診断費用：無料（本市が実施）

診断予定棟数：21棟 (⑩ 21棟)

本診断：予備診断の結果、本診断が必要とされたマンションについて、より精密な診断を行い、併せて耐震改修の方法や概算費用などを提示します。

補助額：診断費用の1/2（戸当り3万円を上限）

診断予定棟数：7棟 (⑩ 7棟)

エ マンション耐震改修促進事業

60,000 千円 (⑩ 154,820 千円)

(差引 △ 94,820 千円)

耐震診断の結果等により改修の必要があるマンションに、耐震改修工事等の費用の一部を補助します。

対 象：本診断の結果又は構造計算書の偽装により改修の必要がある分譲マンションで、「耐震改修促進法」の認定を受けたもの

耐震改修予定件数：1件 (⑩ 3件)

(5) 木造住宅耐震化促進等モデル事業【新規】

50,000 千円 (⑩ 0 千円)

(差引 50,000 千円)

ア 木造住宅建替促進事業

37,500 千円 (⑩ 0 千円)

(差引 37,500 千円)

横浜市が定めるモデル地区(※)内に所在する住宅のうち、耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満(「倒壊の可能性がある又は高い」と判定された住宅を建替える場合、その除却費用の一部を補助します。

(※)モデル地区：「いえ・みち まち」改善事業地区かつ高齢化率の高い地区の中から区と調整し選定した地区

補助限度額；既存住宅除去の2/3(上限50万円)

予定件数；60戸

イ 木造住宅耐震診断訪問相談事業

7,500 千円 (⑩ 0 千円)

(差引 7,500 千円)

耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満(「倒壊の可能性がある又は高い」と判定された場合、希望に応じて専門家が訪問し、耐震改修計画案の作成や概算費用の算出等を行います。

予定件数：250戸

ウ 耐震シェルター等設置推進事業

5,000 千円 (⑩ 0 千円)

(差引 5,000 千円)

耐震診断の結果、上部構造評点1.0未満(「倒壊の可能性がある又は高い」と判定された住宅に居住する、災害弱者(高齢者等)で構成されている世帯(所得制限有り)に対し、耐震シェルターや防災ベッドの設置費用の一部を補助します。

補助限度額；設置費用のうち上限10万円

予定件数；50戸

(6) 木造住宅・マンション耐震化推進事業【新規】 3,000千円 (19 0千円)  
(差引 3,000千円)

木造住宅・分譲マンションの耐震化に関する事業の利用率の向上を実現するため、幅広く広報を行います。

(7) 特定建築物耐震診断・改修促進事業【重点】 181,000千円 (19 181,000千円)  
(差引 0千円)

民間の特定建築物で耐震診断、改修設計及び耐震改修を行う場合、事業者はその費用の一部を補助し、耐震化を促進します。

耐震診断件数 20件 (19 15件)  
改修設計件数 20件 (19 15件)  
耐震改修件数 15件 (19 10件)

【参考】

特定建築物：昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工されたもので、次のもの

- ・病院や学校など災害時に重要な機能を果たす建築物及び百貨店や映画館など災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物
- ・延べ面積が1,000㎡以上(幼稚園等は500㎡以上)であり、原則3階以上の耐火又は準耐火建築物

耐震診断の補助額：耐震診断費用の2/3(国1/3、市1/3) [上限6,000千円]

改修設計の補助額：改修設計費用の2/3(国1/3、市1/3) [上限6,000千円]

耐震改修の補助額：耐震改修工事費用の約15.2%(国7.6%、市7.6%) [上限40,000千円]

(耐震改修促進法の認定を受けたもの)

(8) 建築物防災関連事業 38,775千円 (19 22,082千円)  
(差引 16,693千円)

横浜市が指定した建築物や昇降機、建築設備等の所有者又は管理者に、建築物等の維持管理について定期的に報告を求め、適切な維持管理がなされるように指導します。

また、報告事項の大幅な増を含む平成20年4月の建築基準法施行規則の改正に対応して効率的な事務処理を行うため、定期報告に関する事務処理システムを開発するとともに、制度の普及啓発活動を実施します。

(9) 急傾斜地崩壊対策事業【重点】

430,363千円 (Ⓐ 420,773千円)

(差引 9,590千円)

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に定める基準に従い、神奈川県が市内622か所(平成20年3月末現在)を「急傾斜地崩壊危険区域」に指定しており、この区域内で県が施工する崩壊防止工事について、原則として工事費の20%を負担します。

崩壊防止工事予定件数 65か所65件 (Ⓐ62か所62件)  
〈中期計画目標値〉 工事着手か所数 (H17) 557か所→(H22) 586か所

※急傾斜地崩壊危険区域に指定した区域の数を「か所」で示し、その区域の中で工事を実施する数を「件」で示しています。(1か所の区域の中で、数件の工事を実施することがあります。また、1か所について数年にわたって工事が行われることがあります。)

区域指定の要件

- ・傾斜角度30度以上、高さ5メートル以上、崩壊による被害想定家屋5戸以上  
崩壊防止工実施の要件(国庫補助事業)
- ・傾斜角度30度以上、高さ10メートル以上、崩壊による被害想定家屋が10戸以上

(10) 土砂災害警戒区域等改善対策事業

2,359千円 (Ⓐ 1,224千円)

(差引 1,135千円)

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に定める基準に従い、平成19年3月に神奈川県により市内ではじめて南区の一部で「土砂災害警戒区域」が指定されました。県は19年度から開始した保土ヶ谷区、中区、西区などの基礎調査に引き続き、20年度以降は市内全域で調査を実施し区域指定を進める予定です。

本市はこの指定を受けて関係区局と連携し警戒避難体制を整備します。あわせて、土砂災害ハザードマップを作成し、対象住民に配布します。

土砂災害警戒区域 14区域(南区) 平成20年3月末現在

区域指定基準

《急傾斜地の崩壊》

- 1 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)
  - イ 傾斜角度が30度以上で高さが5m以上の区域
  - ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
  - ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)
- 2 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害警戒区域内のうち、土石流やがけ崩れ等が発生した場合に、建築物が土砂により損壊し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域

(11) がけ地防災対策事業【重点】

77,092 千円 (◎ 77,542 千円)

(差引 △ 450 千円)

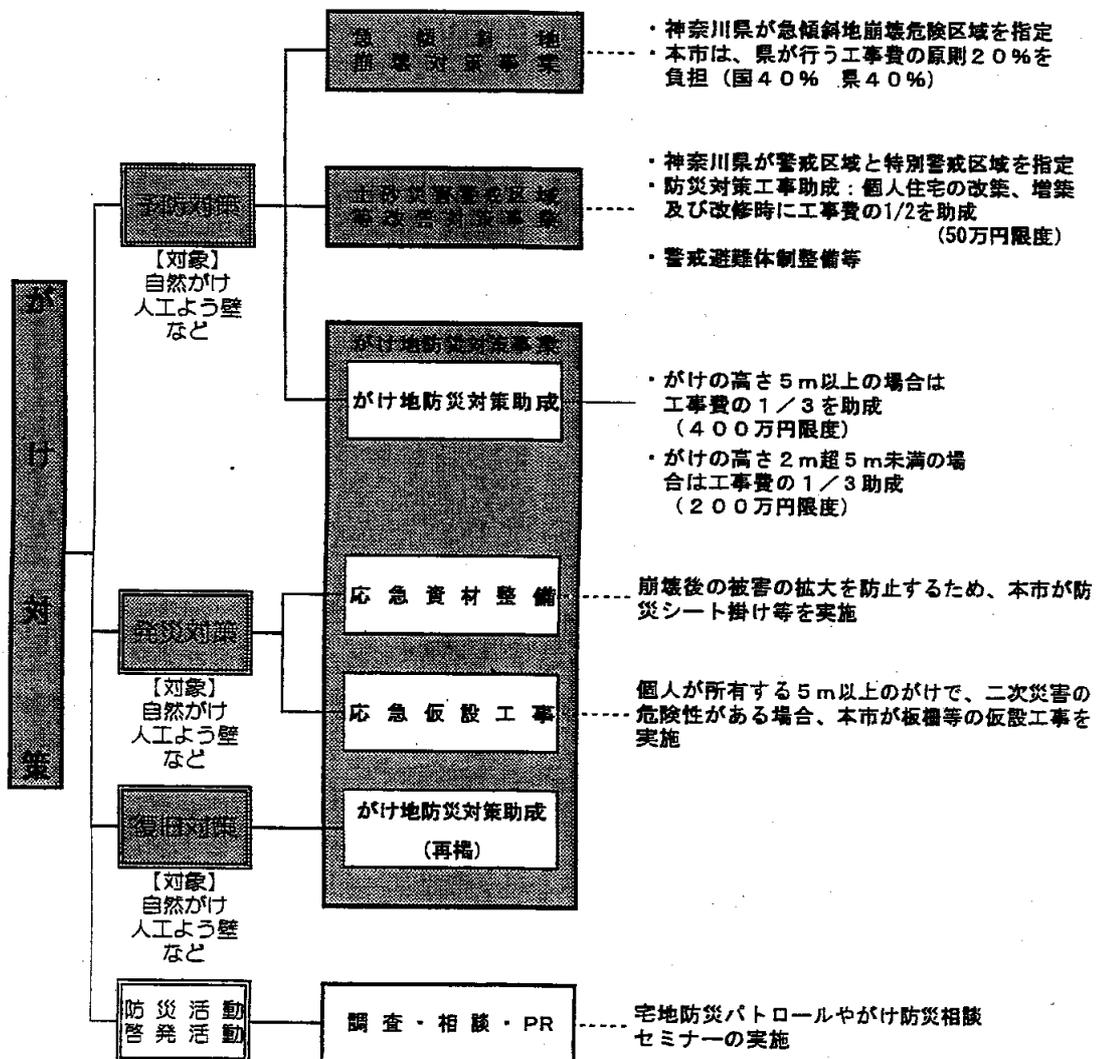
がけ崩れ防災対策として地震、風水害等によるがけ崩れを未然に防ぐための防災工事やがけ崩れなどが発生した場合の復旧工事など、所有者等が行う対策工事に対して工事費の助成を行います。

また、がけ崩れが発生した際に、被害拡大を防止するため、防災シート掛け等の応急措置や二次災害を防止するための応急仮設工事を実施します。

工事助成予定件数

高さ5メートル以上のがけ	10件 (◎10件)
高さ2メートルを超え5メートル未満のがけ	13件 (◎13件)

横浜市のがけ対策事業について



(12) 宅地造成状況調査費

28,143 千円 (19 15,072 千円)

(差引 13,071 千円)

宅地の地震防災対策を推進するため、市内でこれまでに行われた開発などによる造成地について、その状況調査を行います。

(13) 狭あい道路拡幅整備事業【重点】

916,179 千円 (19 876,179 千円)

(差引 40,000 千円)

幅員 4m 未満の狭あい道路を対象として、市民と協働で、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークを形成するため、「整備促進路線」での建替等の機会をとらえて、拡幅部分の舗装整備を行うとともに、塀やよう壁等の除去や築造の費用に対して、建築主等に助成を行います。

また、事業をより効果的に進めるため、交差点間を一体的に拡幅整備する「路線型整備」を関係区局と連携し、地元自治会等の協力を得ながら推進するとともに、建替等で整備する際に、近隣の敷地も併せて拡幅する「連続型整備」を促進します。なお、地域の要望が高い路線については、整備促進路線の追加指定を行います。

整備予定距離 9.5km (19 9km)

<中期計画目標値> (H17) 83km→(H22) 130km

【参考】「整備促進路線」：「狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定した道路

(14) 公共建築物アスベスト対策事業【重点】

114,500 千円 (19 533,000 千円)

(差引 Δ 418,500 千円)

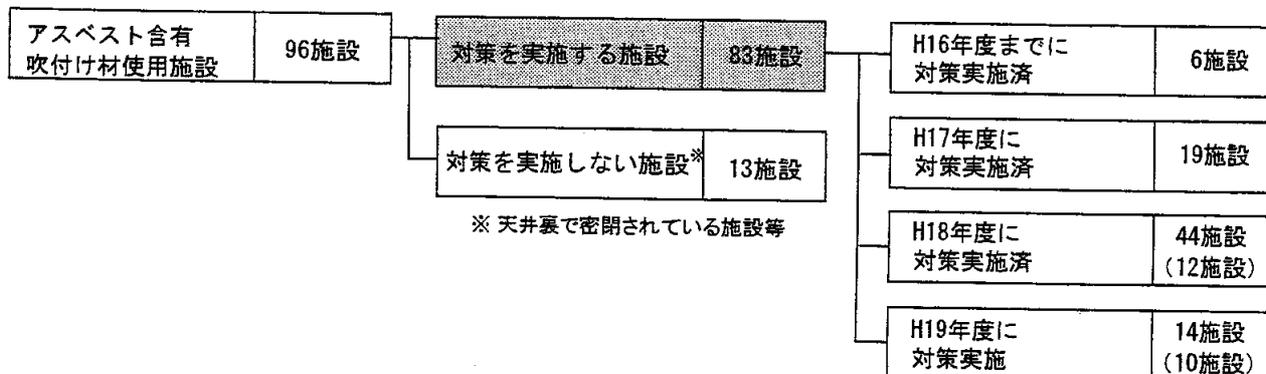
多数の市民が利用する公共建築物で、吹付けアスベスト等が露出して施工されているものについて、除去等の対策を実施します。

【対象施設】 1 施設 (19 年度からの債務負担工事)

○磯子センター (地区センター、老人福祉センター、福祉保健活動拠点の複合施設)

<中期計画目標値> (H17) 25 施設→(H22) 83 施設

(まちづくり調整局予算：18、19 年度で 22 施設)



( ) 内まちづくり調整局予算

(15) 民間建築物アスベスト対策事業【重点】

31,000 千円 (19 31,000 千円)

(差引 0 千円)

多数の市民が利用する民間建築物で、吹付けアスベスト等が露出して施工されているものについて、含有調査や除去工事等を行う事業主に対して費用の一部を助成します。

補助額：含有調査費用の2/3（国1/3、市1/3）〔上限額10万円〕

除去等工事費用の2/3（国1/3、県1/6、市1/6）〔上限額300万円〕

除去施設 25施設 (19 25施設)

<中期計画目標値> (H22) 100施設

(16) 建築物環境配慮制度事業

1,192 千円 (19 1,522 千円)

(差引 △ 330 千円)

建築物の環境に与える負荷の軽減を図るため、5,000㎡を超える大規模建物の建築主に対し、建築計画時にCASBEE（キャスビー）を使用して環境配慮等の取組状況を自己評価し、市へ届け出ることを義務付けています。なお、公共建築物については、対象規模を2,000㎡以上まで広げ、自己評価し公表を行っています。

また、建築主の積極的な取組を更に促進するため、希望者に対し、学識経験者の評価を踏まえて、市が環境に優しい建物として認証する制度を、全国の自治体で唯一、実施しています。

普及啓発としては、設計者等への講習会の実施や、市民公募によって作成したキャラクターを活用した啓発資料の配布などを行っています。

<参考>

CASBEE（キャスビー）：Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency

CASBEEは建築物の環境品質・性能（長寿命化、設備の更新性等）と環境負荷（省エネ、資源の再利用等）を同時に評価する全国共通のモノサシとして、国の支援を受け、産・官・学共同で研究・開発された評価システムです。評価結果はS, A, B+, B-, Cの5段階で表示されます

(17) ESCO推進事業【重点】

1,326千円 (◎ 1,520千円)

(差引 △194千円)

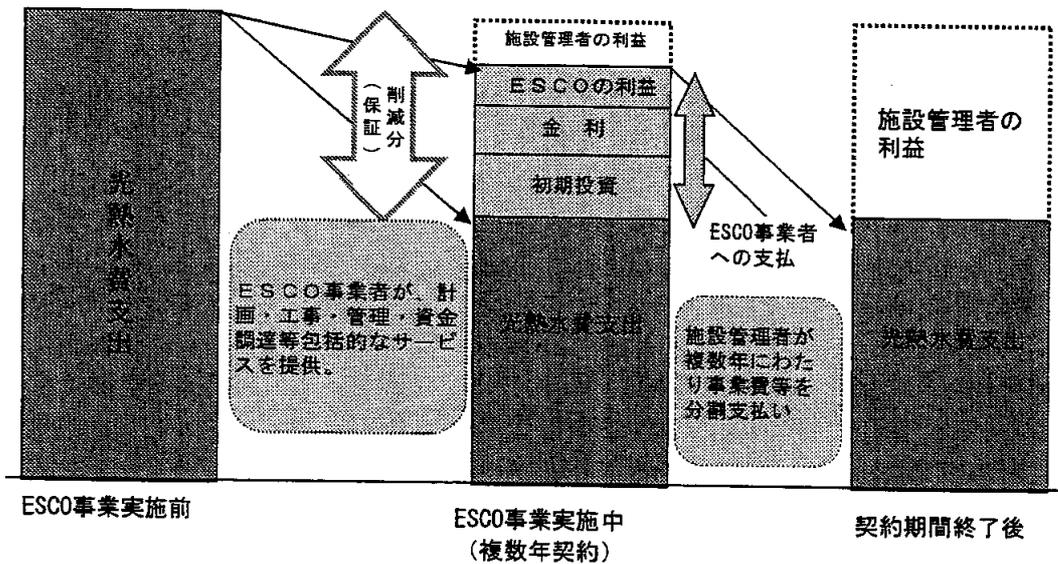
平成16年度に策定した「横浜市公共建築物ESCO事業導入計画」に基づき、既存公共建築物へのESCO事業の導入を推進します。

予定事業数 2事業 (◎2事業)

〈中期計画目標値〉 省エネ改修施設数(H17)6施設→(H22)455施設  
(うちESCO事業導入施設) (H17)4事業6施設→(H22)14事業19施設

【参考】

ESCO(Energy Service Company)事業とは、既存施設の設備改修において、省エネルギー化と維持管理費の低減を図るため、民間事業者が計画・工事・管理・資金調達等包括的なサービスを提供し、従前の環境を低下させることなく省エネルギー化を行い、その結果得られる効果を保証する事業です。



(18) 公共建築物温暖化対策事業【新規】

10,000千円 (◎ 0千円)

(差引 10,000千円)

公共建築物の温暖化対策を促進するため、モデル施設で外気温や電気、ガス等の使用状況の精密測定を実施・分析し、設備機器等の運用改善を図るとともに、省エネルギー効果を検証します。

また、この検証結果を踏まえ、設備だけでなく建物(外壁・窓等)も含めた施設全体の省エネルギー性能の向上を図るため、「公共建築物温暖化対策指針(仮称)」等の策定に向けた検討を行います。

(19) 建物分野における温暖化対策検討調査【新規】

5,000千円 (◎ 0千円)

(差引 5,000千円)

市民が建物を購入する際などに参考となるよう、建築物のエネルギー性能の評価・格付けを行い、取引時等に作成・公表するしくみを検討するなど、「横浜市脱温暖化行動方針」に基づき、建物分野における温暖化対策を検討します。

(20) 公共施設等への間伐材活用事業

864 千円 (19 1,710 千円)

(差引 △ 846 千円)

平成17年3月に策定したアクションプログラムに基づき、間伐材の活用促進や効率的かつ効果的な活用方策の検討を民間団体と協働で進め、平成21年度の本格的な活用を目指します。

平成20年度は、引き続き公共施設に間伐材をモデル的に活用することで、市民の環境意識の向上や道志村への関心を喚起します。また、平成18年度に整備した間伐材のストックヤードの維持管理を行うとともに、行政と民間とで組織する「間伐材活用検討部会」を開催し、事業全体の検証を行います。

(21) 建設関連産業活性化支援事業

1,250 千円 (19 1,250 千円)

(差引 0 千円)

地域経済や市民生活を支える市内建設関連産業の経営基盤の安定化や新たな事業展開への支援を推進します。

ア 情報提供、セミナー・研究会開催支援

建設業界の団体に情報提供を行うとともに、団体が開催するセミナー、研究会に対して専門家を派遣します。

イ 建設関連企業への個別の専門家派遣

市内中小建設関連企業の経営革新の取組を支援するため、社内で実施する研修会や勉強会に講師を派遣します。

専門家派遣件数 35 件 (19 25 件)

<中期計画目標値> 専門家派遣件数(H17) 10 件/年→(H22) 40 件/年

(22) 土地利用制度の活用検討調査費

4,000 千円 (19 6,400 千円)

(差引 △ 2,400 千円)

斜面地における景観・緑の保全・創造や、工業系地域における産業集積など、市民ニーズや社会情勢の変化を的確に反映させるために、都市計画法や建築基準法などに基づく条例や運用の見直しを進めるとともに、開発・建築の際のさまざまな事前手続制度の整理・改善の検討を進めます。

2	都市計画調査費	
	本年度	114,184 千円
	前年度	148,951
	差引	△34,767
財本源年度の	国	—
	県	—
	市債	—
	その他	9,400
	一般財源	104,784

### 事業内容

概ね5年ごとに行っている区域区分（線引き）の見直しに関する図書作成業務を行います。

また、まちづくりに関する都市計画等の情報提供について、市民の利便性の向上や事務の効率化を図ります。

地理情報システム（GIS）について、庁内での活用を支援するとともに、市民利用の推進に向けた環境整備を行います。

- (1) 第6回線引き全市見直しに関する図書作成等業務 29,838 千円 (⑩ 26,861 千円)  
(差引 2,977 千円)

都市計画法第7条に基づき、市域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分し、無秩序な市街化の防止と計画的な市街化の形成を図っています。この区域区分（線引き）は、昭和45年に決定後、概ね5年ごとに見直しを行ってきており、今回は、その第6回目の全市見直しを行います。平成20年度は、関連する都市計画図書や広報資料の作成等を行います。

- (2) 都市計画図等作成費 44,982 千円 (⑩ 71,930 千円)  
(差引 △ 26,948 千円)

平成18、19年度に作成した都市計画基本図（地形図）を基に、市域南部の都市計画図を更新すると共に、今年度の都市計画の決定・変更に伴う都市計画図の修正を行います。

また、本市の都市計画情報を市民に提供するための各種地図（地形図・都市計画図等）を作成し、印刷・販売します。

- (3) 都市計画情報等提供事業 7,685 千円 (⑩ 7,100 千円)  
(差引 585 千円)

都市計画法に基づく地域地区や都市計画施設等の情報のほか、建築基準法に基づく災害危険区域や建築協定区域等の情報、その他街づくり協議地区等のまちづくり地図情報を、窓口端末機（マッピー）及び、インターネットを活用したシステム（i-マッピー）で、一元的に情報提供を行っています。これらのシステムの保守管理と情報の更新を行います。

- (4) 都市計画縦覧図書のデータベース化事業 6,700 千円 (⑩ 12,000 千円)  
(差引 △ 5,300 千円)

過去に都市計画決定・変更を行った都市計画図書（約1,000冊）をデジタルデータ化し、インターネットを利用して閲覧・検索が出来るシステムの試験運用を行います。

(5) 地理情報システム (GIS) 活用推進事業

2,000 千円 (⑩ 5,000 千円)  
(差引 △ 3,000 千円)

アントレプレナーシップ事業として平成17年度から3年間で実施したモデル区における実証実験での結果を受け、今後各区局が業務でGISを活用していくためのガイドラインの整備を行うとともに、市民協働のまちづくり支援ツールとしてGISが活用できる環境の整備を進めるため、次の事業を行います。

- ① WebGISの個別業務支援型、地域情報提供型、地域連携支援型の各モデルの機能改善
- ② 各モデル間のデータリンク等の機能追加

※ WebGISとは、インターネットを利用して地図情報を提供や、地図情報の作成ができる仕組み

財本源年 内度 訳の	3 公共建築物長寿命化対策費	
	本年度	3,129,000 千円
	前年度	500,000
	差引	2,629,000
	国	—
	県	—
市債	1,264,000	
その他	—	
一般財源	1,865,000	

事業内容

本市の重点施策である「公共建築物の長寿命化」を推進するため、管轄担当のない局が所管する公共建築物の保全対策を、まちづくり調整局が一元的に実施します。

このため、従来、施設所管局に計上していた公共建築物の維持補修費を一元化し、長寿命化対策費としてまちづくり調整局に計上しました。

このほかに、過年度に実施した劣化調査の更新を行うとともに平成19年度に作成したデータベースの改良を行い、長寿命化対策を進めます。

**(1) 長寿命化対策事業【重点】**

3,079,000 千円 ⑩ 450,000 千円

(差引 2,629,000 千円)

市民利用施設（公会堂、地区センター等）や区庁舎等で、劣化が進行し故障が発生した場合、工事費用が大きく増加するものや施設運営への影響が大きくなるものについて、早急に適切な保全工事を行います。

① 後年度の財政負担が低減されるもの

放置すると、外壁や内装の更新及び設備機器本体の取替えに至るもの

- ・劣化した外壁改修 ・屋根や屋上の防水 ・空調機の分解修繕 ・非常階段や門扉等の鉄骨塗装 等

② 施設運営への影響が大きいもの

故障すると全館の機能停止及び利用者の安全確保が困難なもの

- ・受変電設備改修 ・空調設備改修 ・舞台照明、音響改修 ・防災設備改修 等

**(2) 保全データベースの改良【重点】**

20,000 千円 ⑩ 0 千円

(差引 20,000 千円)

保全データベースの機能等について拡充、追加、更新を行います。

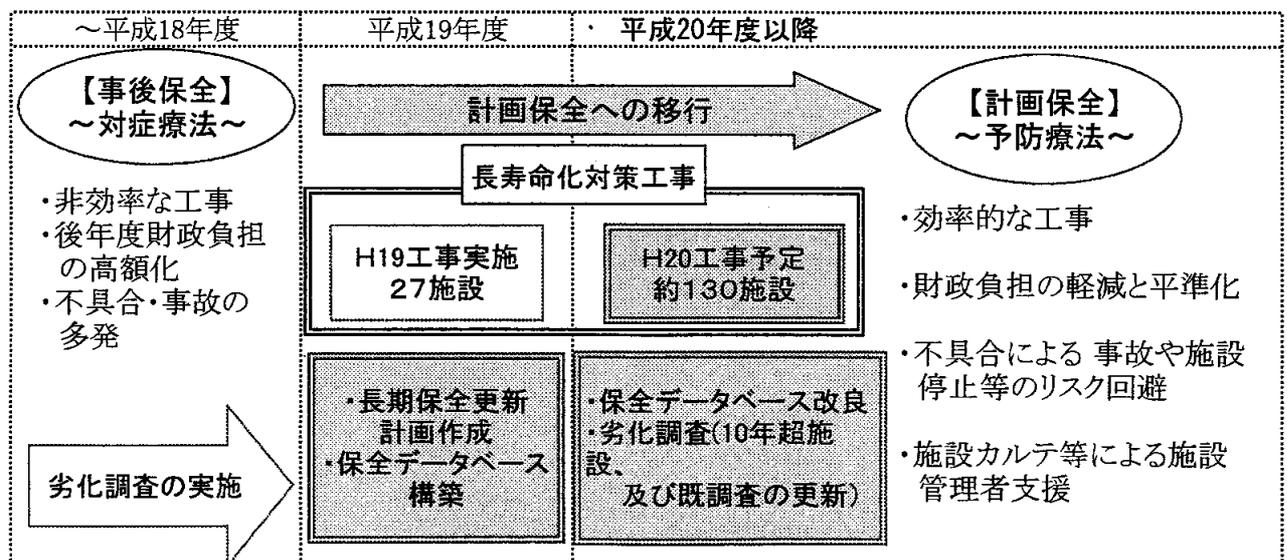
- ・積算精度の改良や機能の拡充
- ・データの追加・更新
- ・既存のデータベースとの相互利用機能の追加 等

**(3) 劣化調査【重点】**

30,000 千円 ⑩ 0 千円

(差引 30,000 千円)

新たに築後10年を経過する公共建築物の劣化調査を実施します。  
また、平成14年度から17年度までに実施した劣化調査の更新を行います。



4	市営住宅管理費		<u>事業内容</u> <b>(1) 市営住宅管理業務</b> 5,397,034千円 (Ⓔ 5,390,156千円) (差引 6,878千円) 市営住宅の入居者の募集、住宅使用料等の収納、施設の保守点検等の管理業務を行います。 《管理戸数》平成20年度末見込 288団地31,279戸 (Ⓔ 287団地 31,149戸)
	本年度	7,152,569千円	
	前年度	7,214,869	
	差引	△62,300	
	財本源年度の		
	国	823,746	
	県	—	
	市債	—	
	その他	11,704,169	
	一般財源	△5,375,346	
<b>(2) 住宅の維持補修</b>			1,755,535千円 (Ⓔ 1,824,713千円) (差引 △69,178千円) 市営住宅の建物の劣化状況に応じて、外壁塗装等について計画的に実施します。 また、緊急を要する雨漏りや漏水への対応、共用部分の修繕等を行います。

5	公営住宅整備費		<u>事業内容</u> 市営住宅の建替、住戸改善及び耐震改修工事を行います。
	本年度	3,075,311千円	
	前年度	5,251,829	
	差引	△2,176,518	
	財本源年度の		
	国	832,671	
	県	—	
	市債	1,190,000	
	その他	52,240	
	一般財源	1,000,400	
【建設】 建替(新規) : 三ツ境4期(26戸) 26戸 (Ⓔ 99戸) 建替(継続) : 桜ヶ丘2期(39戸)・3期(60戸) 151戸 (Ⓔ 127戸) 南日吉2期(52戸) 177戸 (Ⓔ 226戸) 合計 177戸 (Ⓔ 226戸)			
竣工 : 桜ヶ丘2期(39戸)・3期(60戸) 151戸 (Ⓔ 75戸) 南日吉2期(52戸)			
【借上】 整備費助成 0団地・0戸 (Ⓔ1団地 49戸)			
【住戸改善】 勝田住宅6期 5棟・190戸 (Ⓔ 8棟・320戸)			
【耐震改修】 金沢第二住宅 5棟 (Ⓔ 7棟)			

6	優良賃貸住宅事業費		<u>事業内容</u> <b>(1) 高齢者向け優良賃貸住宅事業【重点】</b> 817,963千円 (Ⓔ 987,592千円) (差引 △ 169,629千円)  高齢者の住宅ニーズに対応するため、民間事業者が建設する高齢者に配慮された賃貸住宅に対し、工事費及び家賃の一部を助成します。  認定戸数 310戸 (Ⓔ 300戸) 20年度末管理戸数 1,035戸 (Ⓔ 779戸)  <b>(2) ヨコハマ・リぶいん事業</b> 2,849,392千円 (Ⓔ 3,153,822千円) (差引 △ 304,430千円)  中堅ファミリー世帯の住宅ニーズに対応するため、民間事業者が建設する良質な賃貸住宅に対し、家賃の一部を助成します。  20年度末管理戸数 8,861戸 (Ⓔ 8,879戸)	
	本年度	3,667,355千円		
	前年度	4,141,414		
	差引	△474,059		
	財本源年度の	国		1,956,453
		県		—
市債		—		
その他		—		
一般財源	1,710,902			

7	住宅施策推進費		<u>事業内容</u>  少子高齢社会の本格化を踏まえ、民間住宅を対象とする、マンション管理組合支援、高齢者世帯の入居・住替え支援、子育てしやすい住宅の認定などを進めます。  <b>(1) マンション管理組合支援事業【重点】</b> 12,500千円 (Ⓔ 15,800千円) (差引 △ 3,300千円) <b>ア マンション・バリアフリー化等支援事業【新規】</b> 3,000千円 (Ⓔ 0千円) (差引 3,000千円) マンション外部の廊下や階段など共用部分の段差解消等のバリアフリー整備について、費用の一部を新規に補助します。  <b>イ マンション・アドバイザー派遣事業</b> 2,400千円 (Ⓔ 1,700千円) (差引 700千円) マンションの適正な維持管理や改修・建替等を支援するため、一級建築士、マンション管理士、弁護士などの専門家をマンション管理組合へ派遣します。 なお、20年度は、派遣回数等を拡充します。  (事業内容) 2回目まで相談無料、3回目以降は一部管理組合負担 (Ⓔ初回のみ相談無料) 派遣回数：最大6回 (Ⓔ最大3回) 派遣予定回数：80回 (Ⓔ60回)	
	本年度	119,531千円		
	前年度	135,829		
	差引	△16,298		
	財本源年度の	国		51,987
		県		4,000
市債		—		
その他		—		
一般財源	63,544			

ウ マンション再生支援事業 3,800 千円 (19 1,800 千円)  
(差引 2,000 千円)

マンションの建替や大規模改修など、マンション再生について検討を行う管理組合の活動を支援するため、初動期の合意形成に向けた検討費用の一部を補助します。  
なお、20年度は、複数の管理組合が行う団地再生等の支援を拡充します。

補助限度額 : 一般型30万円、団地型60万円  
支援予定件数 : 一般型6組合 (19 6組合)、団地型3団地 (19-)

エ マンション登録による情報提供制度 300 千円 (19 300 千円)  
(差引 0 千円)

建物の形状や設備の内容、管理の概要など基本的な情報を登録したマンション管理組合に対して、マンション管理に関する法令改正や講習会などの情報を提供します。

オ マンション管理組合サポートセンター事業 3,000 千円 (19 2,000 千円)  
(差引 1,000 千円)

本市と協定を締結したNPO等の団体がマンション管理組合に対して行う交流会等の支援活動について、その活動費用の一部を負担します。

(2) 民間住宅あんしん入居事業 4,446 千円 (19 5,558 千円)  
(差引 △ 1,112 千円)

保証人が確保できずに民間の賃貸住宅の入居に困窮している高齢者・障害者・外国人等に対して、民間の保証会社を利用した「家賃保証」と入居後の「居住支援」を行います。

(3) 住宅リフォーム等支援事業 24,100 千円 (19 21,000 千円)  
(差引 3,100 千円)

住宅の防災化・バリアフリー化等を進めるため、市民が住宅金融支援機構等から工事資金の融資を受ける場合に、その利子に対して一定期間利子補給を行います。

(4) 高齢者住替え促進事業【重点】 9,301 千円 (19 11,655 千円)  
(差引 △ 2,354 千円)

高齢者の住替えを支援するための相談や、高齢者の持家の子育て世帯へ賃貸するモデル事業を実施します。

また、高齢者向け優良賃貸住宅を建設する民間事業者に対し、生活支援サービスを行う事業者の情報を提供すること等により、様々な居住ニーズに対応できる、多様なタイプの高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。

(5) 地域子育て応援マンション認定事業【新規】 1,000 千円 (19 0 千円)  
(差引 1,000 千円)

子育てに適した広さや間取りの住宅に、保育所等の地域向け子育て支援施設(こども青少年局施策)を併設した共同住宅を、「(仮称)地域子育て応援マンション」として認定します。

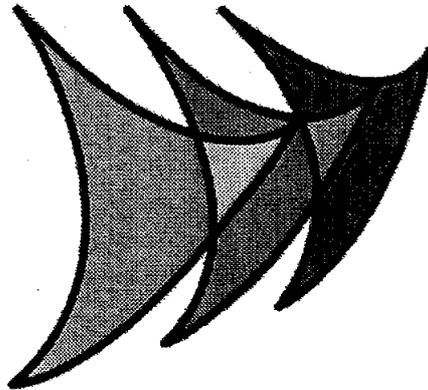
公開空地等一定の条件を満たす計画については、地域向け子育て支援施設部分の床面積を容積率に加算できることとします。(横浜市市街地環境設計制度の拡充)(こども青少年局共管)

8	建築保全公社助成費		<u>事業内容</u>  本市公共建築物の保全業務を迅速かつ効率的に行うため、各区局（資源循環、港湾、水道、交通局を除く）の施設の維持保全業務を行う建築保全公社の管理運営費について助成します。	
	本年度	50,000 千円		
	前年度	176,844		
	差引	△126,844		
	財本年 源内 訳の	国		—
		県		—
市債		—		
その他		—		
	一般財源	50,000		
		管理運営助成費	50,000 千円	

9	住宅供給公社損失補償		<u>事業内容</u>  住宅供給公社が分譲住宅事業等を実施する際の資金調達のために行う市中金融機関等からの借入れに対し、損失補償を行います。
	(損失補償限度額 (変更))		
		7,261,000 千円	
	(前年度損失補償限度額)		
		7,916,000 千円	
融資資金借入れのために金融機関等に対して行う損失補償の限度額を、79億1,600万円から72億6,100万円に変更します。			

10	建築助成公社損失補償		<u>事業内容</u>  建築助成公社が住宅融資の資金調達のために行う市中金融機関等からの借入れに対し、損失補償を行います。
	(損失補償限度額 (変更))		
		177,145,000 千円	
	(前年度損失補償限度額)		
		83,000,000 千円	
融資資金借入れのために金融機関等に対して行う損失補償の限度額を、830億円から1,771億4,500万円に変更します。			

2009



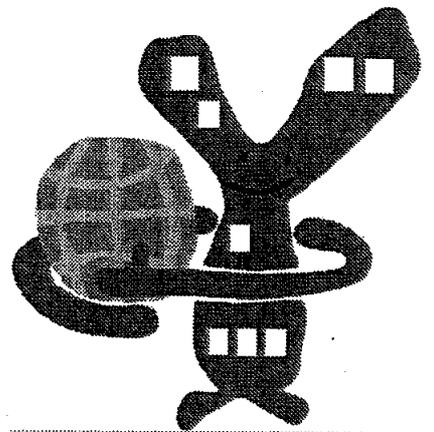
横濱開港150周年

環境行動都市へ向け ハマっ子が行動します！

ヨコハマは  
グリーンサンシティ

**G30**

※G30は、  
Green Score 200  
Green Score 200  
30-2000  
G30  
※G30は、  
TOYOTA LIFESYSTEMS



CASBEE 横浜

# 平成20年度まちづくり調整局運営方針

## ★ 基本目標



※きやすびっぴ

## 気合・間合い・チームワークで、信頼の創造

～「やすらぎ」を実感できる住まいづくり・まちづくり～



※しん君



※あんちゃん

※CASBEE(キャスビー)横浜(建築物環境配慮制度)イメージキャラクター

※横浜市民間住宅あんしん入居事業キャラクター

### ■ 現状と主な課題

- 木造住宅等の耐震対策や民間建築物のアスベスト対策を推進するなど、「やすらぎ」を実感できる住まいづくり・まちづくりに積極的に取り組む必要があります。
- 建築基準法改正による建築確認・検査の厳格化により、建築確認制度が複雑化し関係者の負担が増大したことから、建築指導行政の円滑化への対応を図る必要があります。
- 迅速かつ機を捉えた違反是正指導、公平公正かつ毅然とした処分重視型の違反対策の推進が求められています。
- 関係団体との十分な意見交換などから「協働」と「共創」のもとに、相互に切磋琢磨し、市民に使いやすく安全で、高品質な公共施設づくりに取り組む必要があります。
- 地球温暖化対策や、人口減少・少子高齢社会に対応した施策の具体化が求められています。

### ■ 施策目標・主な重点推進施策

#### 1 安全・安心なまちづくり

- (1) 木造住宅耐震診断士派遣及び改修促進事業 【目標：耐震診断 2,500 件、耐震改修 250 件】
- (2) マンション耐震診断支援事業 【目標：予備診断 21 棟、本診断 7 棟、設計費・工事費補助各 1 件】
- (3) 木造住宅耐震化促進等モデル事業【目標：訪問相談 250 件、建替補助 60 件、防災ベッド等設置 50 件】
- (4) 違反是正指導強化事業 【目標：命令処分 12 件、命令不履行違反の督促強化 2 件】
- (5) 指定機関の厳正で的確な建築審査の促進 【目標：定期立入検査実施 (7～11 月)】

#### 2 環境にやさしいまちづくり

- (1) 公共建築物長寿命化対策事業 【目標：長寿命化対策工事の実施 130 件】
- (2) 公共建築物温暖化対策事業 【目標：東大との共同研究による省エネ改善提案作成 (3 月)】
- (3) 建築分野における温暖化対策検討調査 【目標：評価・格付け制度の骨子作成 (3 月)】

#### 3 人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくり

- (1) 地域子育て応援マンション認定事業 【目標：事業開始 (10 月)】
- (2) 高齢者向け優良賃貸住宅の供給 【目標：新規供給 310 戸】
- (3) マンション管理組合支援事業 【目標：マンション再生支援事業 9 件、バリアフリー整備補助 3 件】

### ■ 組織運営のあり方

「気合・間合い・チームワーク」を基本姿勢として取り組み、建築・開発指導行政の信頼を創造します。

#### 【具体的な取り組み】

##### ● 継続性のある組織づくり

- ・今後の建築・開発指導行政の円滑化に向けた検討など、前例にとらわれることなく、制度の改善に積極的に取り組みます。
- ・まちづくり・建築行政に携わる職員の育成と、職員間の技術力の継承を図り、プロ意識の醸成を図ります。
- ・法制部門を中心に、各種研修・法律相談・訴訟対応を充実させ、職員の法務能力の習得・向上を図ります。

##### ● コンプライアンス向上と危機管理

- ・局のコンプライアンス推進委員会の実施による、全ての職員が法令順守の意識を持って業務を遂行する組織づくりに加え、組織運営上のあるべき姿について、職員との対話を通じて共有化します。
- ・土砂災害警戒区域の指定に伴う警戒避難体制の整備促進を行います。

##### ● まちづくり・建築行政の信頼の創造

- ・「違反をさせない、見逃さない、許さない」違反是正指導を行います。
- ・公共建築のより一層の品質確保のため、厳格な検査や監理を行います。
- ・各課ごとに職員を中心として窓口サービス向上に取り組みます。また、建築・宅地指導センターにおいては、窓口改善プロジェクトを実施します。

##### ● 職員間の情報・目標共有

- ・目標・課題の共有化を行うとともに、来庁者への声かけの励行や経営責任職等による積極的なあいさつによるコミュニケーションの活発化を行います。



【窓口改善プロジェクト】

平成20年度 まちづくり調整局重点推進施策の概要

重点推進施策	主な取り組み内容	目標
<b>1 安全・安心なまちづくり</b>		
①木造住宅耐震診断士派遣及び改修促進事業	旧耐震基準の木造住宅の耐震化のための耐震診断士の派遣及び耐震改修費の補助	耐震診断 2,500 件、耐震改修 250 件
②マンション耐震診断支援事業	旧耐震基準のマンションの耐震診断士の派遣及び耐震改修費の補助	予備診断 21 棟、本診断 7 棟、設計費・工事費補助各 1 件
③木造住宅・マンション耐震化推進事業	木造住宅・分譲マンションの耐震化に関する事業の利用率向上のための広報	家庭防災員講習(5,6 月)、被災体験ビデオ学校配布(1 月)
④木造住宅耐震化促進等モデル事業	木造住宅の建替え除去費用の補助、耐震診断の訪問相談及び防災ベッド等設置	訪問相談 250 件、建替補助 60 件、防災ベッド等設置 50 件
⑤特定建築物耐震診断・改修促進事業	多数の人が利用する民間特定建築物の耐震診断、改修設計や耐震改修費の補助	耐震改修 15 件、改修設計 20 件、耐震診断 20 件
⑥建築物のアスベスト対策事業	多数の人が利用する民間建築物の吹付けアスベストの含有調査や除去等工事費の補助	民間含有調査 10 件・除去工事等 25 件、公共工事 1 件
⑦狭あい道路拡幅整備事業	幅員 4 m 未満の狭あい道路の整備のための費用の助成	路線型整備 6 地区、連続型整備 30 件、整備延長 9.5km
⑧がけ地防災対策の推進・急傾斜地崩壊対策事業	がけ崩れの未然防止や復旧のための工事費の助成、がけ地防災対策や急傾斜地崩壊対策事業の普及啓発	がけ地防災対策助成 23 件、普及啓発(パトロール 2 回、住宅フェア)
⑨違反是正指導強化事業	3 つの基本方針「違反をさせない!」「違反を見逃さない!」「違反を許さない!」の推進	命令処分 12 件、命令不履行違反の督促強化 2 件
⑩指定機関の厳正での確な確認審査の促進	確認審査報告書等の点検・指導、定期立入検査の実施	定期立入検査の実施 (7~11 月)
⑪建築指導行政の円滑化の推進	建築確認審査・検査の的確な推進に向けた検討	建築基準条例、取扱基準等の見直し、検討案の作成(3 月)
<b>2 環境にやさしいまちづくり</b>		
①公共建築物長寿命化対策事業	市民利用施設や区庁舎等での適切な保全工事の実施	長寿命化対策工事の実施 130 件
②ESCO(省エネルギーサービス)推進事業	「横浜市公共建築物 ESCO 事業導入計画」に基づいた ESCO 事業の導入	工事完了 2 件、事業者選定 2 件
③建築物環境配慮制度事業 (CASBEE 横浜)	5,000 m <sup>2</sup> 超の建築物に対する環境配慮等の取り組み状況の届出及び認証制度の実施	市民への普及啓発 (環境月間 6 月、住宅フェア 10 月)
④公共建築物温暖化対策事業	共同研究による実証試験の計測・分析・検証・指針の検討	東大との共同研究による省エネ改善提案作成 (3 月)
⑤建築分野における温暖化対策検討調査	CO-DO30※に基づく、建築物のエネルギー性能の評価・格付け制度の検討	評価・格付け制度の骨子作成 (3 月)
※横浜市脱温暖化行動方針		
<b>3 人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくり</b>		
①地域子育て応援マンション認定事業	地域向け子育て応援施設を併設した共同住宅を認定し、支援 (こども青少年局と共管)	事業開始 (10 月)
②高齢者向け優良賃貸住宅の供給	民間事業者が建設する高齢者に配慮された賃貸住宅に対する工事費及び家賃の助成	新規供給 310 戸
③マンション管理組合支援事業	マンション管理組合の合意形成のための支援及びバリアフリー整備費の補助	マンション再生支援事業 9 件 バリアフリー整備補助 3 件
④高齢者住替え促進事業	高齢者の住替え相談、住替え支援モデル事業の実施、生活支援事業者の登録	住替え支援モデル事業の実施 1 件
⑤公営住宅整備事業	公営住宅の建て替え、住戸改善及び耐震改修工事の実施	直接建設(建替)新規 26 戸・継続 151 戸、住戸改善 190 戸
⑥民間住宅あんしん入居事業	保証人が確保できずに民間賃貸住宅の入居に困窮している高齢者等への入居支援	国の同種の事業と統合し一本化
⑦斜面地における景観上良好な開発の誘導の検討	景観法を活用し、斜面地における景観上良好な開発の誘導策を検討	都市整備局が策定する全市景観計画に合わせ策定 (3 月)
⑧第 6 回線引き全市見直しに関する図書作成	概ね 5 年ごとに行っている区域区分 (線引き) の見直しのための資料作成	市案を確定、県に案の申し出 (1 月)